

第2章 環境にやさしいまちをつくる

第1項 足元からの行動を広げる仕組みと取り組み

(1) 練馬区環境基本条例と練馬区環境審議会

環境基本条例（平成18年6月練馬区条例第58号）

練馬区では、区の環境保全施策の方向性を明確にする基本的な枠組みとして平成18年6月29日に「練馬区環境基本条例」（以下、「環境基本条例」）を公布し、同年8月1日に施行しました。

環境基本条例は、環境の保全に関する基本理念を明らかにし、区・事業者・区民の責務を明確にするとともに、環境の保全に関する基本的な事項を条例として定めることにより、練馬区における環境保全を総合的、計画的に推進することを目的としています。

環境基本条例により、従来から進めている環境基本計画や個別計画の策定、環境情報の区民等への提供、環境学習の推進など、区の環境保全施策の内容が、法的担保となる条例に位置づけられ、また練馬区環境審議会などの新たな仕組みが創設されました。

区は、この環境基本条例を基本的な枠組みとして、環境保全施策を区民・事業者と連携協力しながら進めています。

環境基本条例の概要と特徴

環境基本条例の概要

ア) 基本理念

良好な環境を次世代に引き継ぐこと、環境への負荷が少ない持続可能な社会を築くこと、日常生活や事業活動全般において環境保全を進めることを基本理念としています。

イ) 区の責務など

区をはじめ、事業者、区民、区内で活動する人の責務をそれぞれ定め、相互に連携・協力するよう努めることを定めています。

ロ) 環境保全に関する計画や区の施策の策定など

環境保全に関する基本的な計画（環境基本計画）の策定を区長の義務としました。また、施策の策定や施設の建設などに際して環境に配慮することを定めています。

ハ) 区民参加や区民への支援など

区は、環境保全に関する区民の参加を進め、環境に負荷をかけない区民活動を支援する仕組みの整備を図るとともに、環境学習を推進し、環境保全に関する知識・意識の普及啓発に努めることを定めています。

また、区は、日常生活や事業活動が環境に大きな負荷をかけないように、必要に

応じて区民や事業者措置を要請することができることを定めています。

ホ) 環境に関する調査・研究

区は、環境についての調査・研究、情報の収集、監視・測定を実施し、報告書を作成するなどして、公表することを定めています。また、環境に関する情報を区民・事業者に提供することを定めています。

カ) 練馬区環境審議会

区の環境保全に関する施策や事業に関して意見を聴くため、区長の附属機関として「練馬区環境審議会」を設置することや、その基本的事項を定めています。

(参考) 特別区の環境基本条例の制定状況 (平成 22 年 4 月現在)

特別区では、15 区で環境基本条例が制定されています。(千代田区、港区、新宿区、墨田区、江東区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、練馬区、足立区)

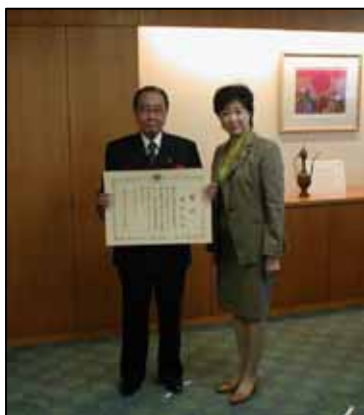
練馬区は、23 区で 10 番目の環境基本条例制定区です。

練馬区環境審議会

環境基本条例第 22 条に基づき、「区の環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させるため、区長の附属機関」として練馬区環境審議会(以下、「環境審議会」)を平成 18 年 12 月に設置しました。環境審議会は、区長の諮問に応じて、「基本計画に関すること」、「区の環境の保全に関する基本的事項」について調査審議します。委員の任期は 2 年で、平成 20 年 12 月から第 2 期の審議会となり、公募区民委員 6 名、区民団体委員 3 名、事業者団体委員 4 名、学識経験者委員 2 名、教育関係者委員 1 名、関係行政機関委員 1 名の計 17 名で構成されています。

平成 21 年度の環境審議会は 4 回開催され、「練馬区環境基本計画の策定」、「放射 35 号線・36 号線建設事業に係る環境影響評価書案に対する区長意見(案)」、「練馬区地球温暖化対策地域協議会の設立」等について報告しました。

(参考) 練馬区が環境大臣表彰を受賞 = 『循環・共生・参加まちづくり表彰』



平成 18 年 1 月、練馬区は、環境省の平成 17 年度『循環・共生・参加まちづくり表彰』を受賞し、志村豊志郎区長が小池百合子環境大臣(当時)から表彰状を授与されました。

練馬区は、従来から自然環境分野での、みどりの保全・育成や区民との協働による環境保全の推進についてさまざまな施策を実施してきましたが、こうした点が高く評価されました。

小池環境大臣(当時)から表彰を受ける志村区長

(2) 環境都市練馬区宣言 (平成 18 年 8 月) (全文は に記載)

「環境都市練馬区宣言」は、環境基本条例に沿って、区民・事業者・区を挙げて、地域環境、地球環境の保全に取り組む決意と基本方針を内外に明らかにすることにより、今後、一層の努力を傾けて、より良い環境をつぎの世代に引き継いでいくための契機とすることを目的としています。

練馬区では、過去、3つの都市宣言(非核都市練馬区宣言(昭和 58 年 10 月 3 日)、交通安全都市練馬区宣言(平成 10 年 12 月 15 日)、健康都市練馬区宣言(平成 13 年 10 月 8 日))を行っています。環境都市練馬区宣言は、これらに続く練馬区 4 番目の都市宣言です。

環境都市練馬区宣言自体には、条例のような法的拘束力はありませんが、区として環境保全に取り組む意思と姿勢を示すという点に、大きな意味があります。

この宣言は、環境基本条例を後押しし、区民・事業者・区の環境保全の取組を推進する一つの契機とするために行われました。

また、宣誓文は、区民による懇談会が原案を作成しました。その原案をもとに区の内部で検討を進め、宣言文案を作成し、区議会の議決を経て決定しました。

(3) 練馬区環境基本計画 2001 - 2010 (改定計画)(平成 19 年 9 月改定)

計画改定の考え方

計画改定の目的

区では、平成 5 年度に、最初の「練馬区環境基本計画」を策定しました。さらに、21 世紀初頭期における区の環境施策の基本的方向を築くために、平成 12 年度に「練馬区環境基本計画 2001 - 2010」を策定しました。

「練馬区環境基本計画 2001 - 2010」は、環境基本条例の制定、環境都市練馬区宣言の実施、区民環境行動方針の策定などの成果を挙げました。一方、地球温暖化対策や自動車廃出ガス規制などにおける社会状況の変化や、国・東京都の施策の新たな展開により、区民・事業者の行動と区の施策にも大きな影響を与えていることなど、区の環境行政を取り巻く状況は大きく変化しました。このような状況を踏まえ、平成 19 年 9 月に計画改定を行いました。

改定計画の前提となる視点

つぎの 4 つの視点を前提として施策を推進します。

区民・事業者・区(行政)の役割と協働

環境意識・行動を広げる仕組みづくり

区の率先実行

評価と見直し

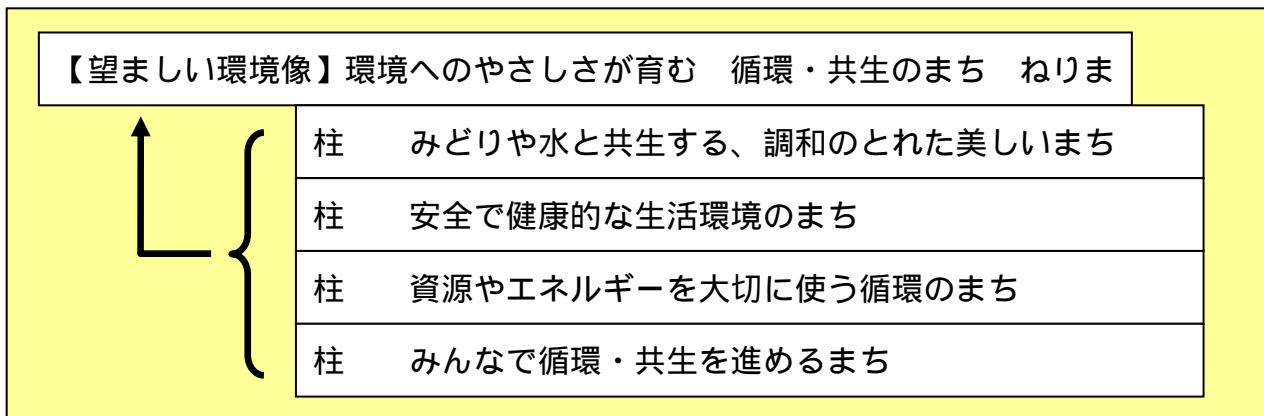
改定計画の性格・他の計画との関係

環境基本計画は、環境基本条例第9条に規定される「環境の保全に関する基本的な計画」にあたり、環境の保全に関する目標、環境の保全に関する施策の体系、方針および推進方法を定めるものです。

また、区の長期計画の下位計画として、長期計画の環境保全施策に関する内容をより具体的に示す計画でもあります。さらに、環境に関連する個別計画を総括し、関連施策を体系的に進めるための方向づけや、新たな方向性を示す役割も担います。

改定計画における望ましい環境像と計画目標

望ましい環境像と柱



基本目標

柱 「みどりや水と共生する、調和のとれた美しいまち」にするために	
基本目標 1	緑被率の回復 自然環境の回復とふれあいへの道筋の確立
基本目標 2	協働によるポイ捨て等の防止活動 練馬らしい都市空間づくりの仕組みの確立
基本目標 3	まちづくりによる環境負荷の調整の仕組みの拡充と運用
柱 「安全で健康的な生活環境のまち」にするために	
基本目標	環境基準の達成および一層の改善 有害化学物質の適正管理
柱 「資源やエネルギーを大切に使う循環のまち」にするために	
基本目標 1	省エネの広がりで京都議定書目標達成等に貢献 京都議定書以降の対策への着手
基本目標 2	ごみ排出量の低減 資源化率の向上 ごみ排出ルールの徹底とごみの適正処理
柱 「みんなで循環・共生を進めるまち」にするために	
基本目標 1	環境を大切にする意識と行動の広がり 区民・事業者等との協力の仕組み
基本目標 2	区における環境配慮の強化と着実な実施

環境指標

改定計画では、環境基本計画の進捗状況を評価し、見直しのためのツールの一つとして、「環境指標」を導入しました。これは、区の環境の状況や施策の実施状況を示す代表的な指標を選び、その指標の推移を環境の状況を判定する共通のものさしとするほか、これを用いて区の施策の点検と見直しを行うものです。

平成 21 年度に、基本目標毎に設置された 28 の環境指標について、平成 21 年度目標の達成見込みの点検・評価を実施したところ、以下の結果となりました。

【環境指標の状況等に関する調査結果（平成 22 年 1 月現在）】

（平成 21 年度見込み値）

- A：目標値どおりまたは目標値以上の実績を挙げている・・・15 指標
- B：ほぼ目標値どおり（目標値の概ね 8 割以上）の実績を挙げている・・・4 指標
- C：目標値の一部を達成しているが、8 割に満たない・・・2 指標
- D：事業を全くしていない・・・0 指標
- ：評価計算ができない・・・7 指標

次期環境基本計画の策定

平成 21 年度には、新たな区の基本構想や長期計画の策定を踏まえ、平成 23 年度からの次期計画の策定作業に着手しました。次期環境基本計画は、平成 22 年度中の計画決定を予定しています。

(4) 練馬区地球温暖化対策地域推進計画（平成 21 年 3 月策定）

策定の背景

区では、これまで、環境基本計画や「練馬区地域省エネルギービジョン（平成 18(2006)年 2 月策定）」（以下、「省エネビジョン」）に基づき、省エネルギー対策、地球温暖化対策に取り組んできましたが、省エネビジョン策定以降、京都議定書目標達成計画が改定され、国や東京都が中・長期的な温室効果ガスの削減目標や対策等を示した計画を策定しています。練馬区においても平成 18(2006)年 12 月に「みどり 30 推進計画」を策定し、環境面に大きな効果があるみどりを保全し、創出する取り組みを一層強化するなど、地球温暖化への対応が変化してきています。

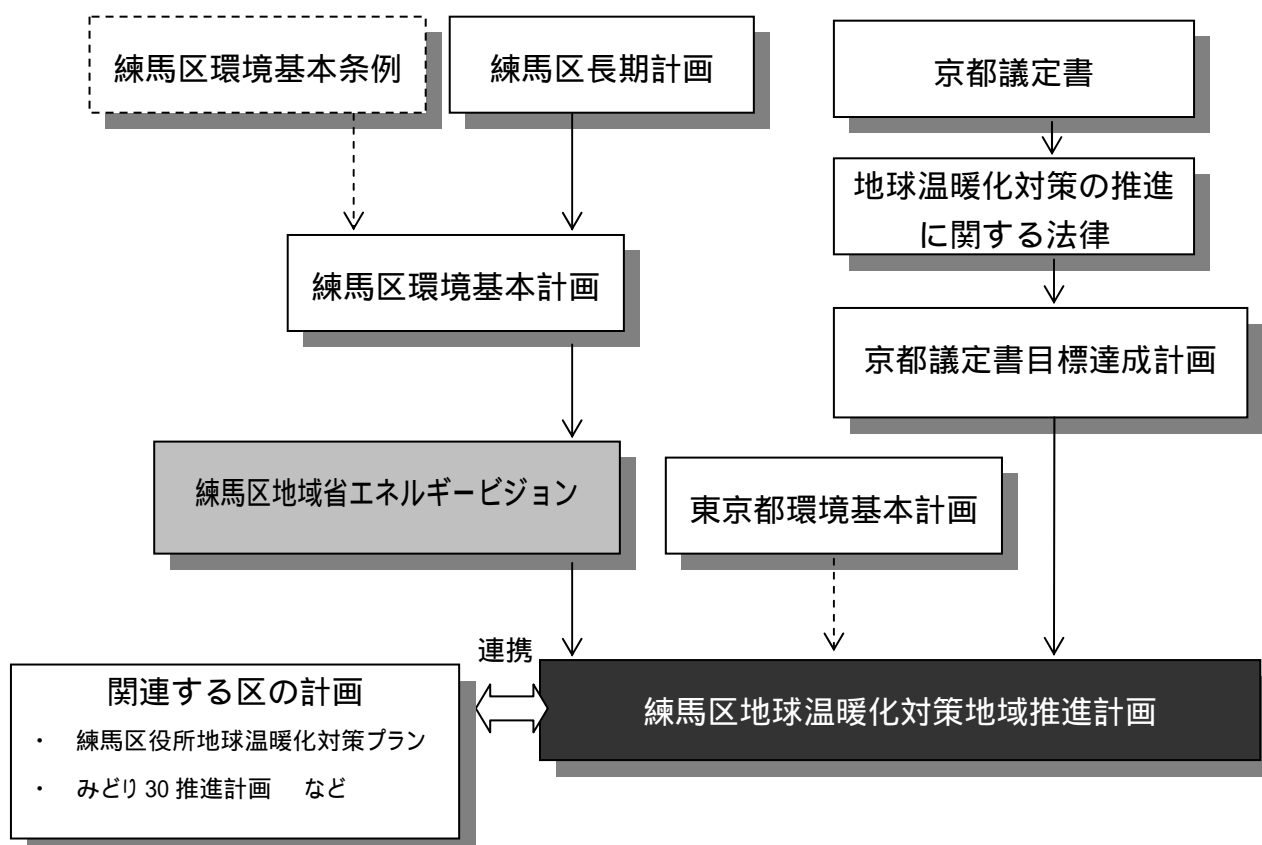
こうした中、区では、平成 19(2007)年度から、省エネビジョンに代わる新たな地球温暖化対策の枠組みとして、練馬区地球温暖化対策地域推進計画（以下「地域推進計画」）の策定作業に着手し、平成 21(2009)年 3 月に策定しました。

計画の目的・位置づけ・対象とする温室効果ガス

(1) 計画の目的・位置づけ

地域推進計画は、京都議定書目標達成計画や東京都環境基本計画を踏まえ、練馬区の自然的社会的条件に応じて、練馬区全体に係る地球温暖化対策を総合的、計画的に推進することを目的とします。また、地球温暖化対策推進法に基づく計画であるとともに、区的环境基本計画に基づく個別計画でもあります。

練馬区地球温暖化対策地域推進計画の位置づけ



(2) 対象とする温室効果ガス

地域推進計画では京都議定書を踏まえ、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン (HFCs)、パーフルオロカーボン (PFCs)、六ふっ化硫黄 (SF₆) の6種類の温室効果ガスを対象とします。

練馬区の温室効果ガス排出量

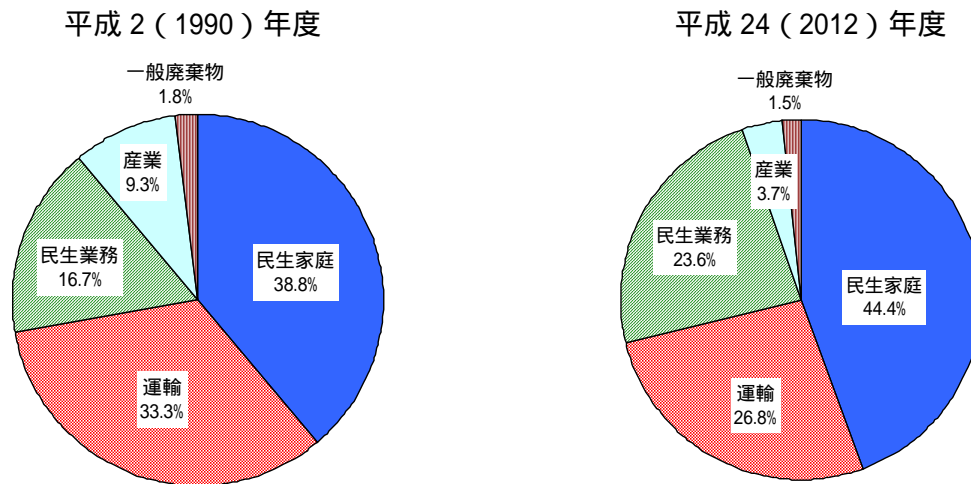
(1) 温室効果ガス総排出量の推移

現状レベルの温暖化対策のままでは、平成 24 (2012) 年度の温室効果ガス総排出量は、231 万 7 千 t-CO₂になると予測 (地域推進計画策定時) されました。(基準年度比で 32.3%の増加)

年度	基準年度 H2(1990)	H7(1995) 実績値	H12(2000) 実績値	H19(2007) 実績値	H24(2012) 予測値
排出量(千t-CO ₂)	1,751	1,963	2,020	2,140	2,317
基準年度比増減(%)	-	12.1	15.4	22.2	32.3

(2) 二酸化炭素の部門別排出量の推移

平成 24 (2012) 年度の練馬区の二酸化炭素の約 95%は、民生家庭部門(一般家庭)や民生業務部門(事業活動)、運輸部門(自動車等)から排出されるものです。民生家庭部門と民生業務部門から排出される二酸化炭素の増加率は、他の部門の増加率より大きいと予測されています。



練馬区の地球温暖化対策の課題と計画の基本理念・基本方針・目標

(1) 練馬区の特性を踏まえた地球温暖化対策の主要な課題

区民、事業者、区が一体となって、民生家庭部門、民生業務部門、運輸部門における省エネルギー対策に取り組んでいくこと。

再生可能エネルギーの利用を拡大していくこと。

(2) 基本理念および基本方針

地球温暖化対策の課題を踏まえ、また、省エネビジョンも考慮し、つぎのような基本理念、基本方針を掲げ、練馬区における地球温暖化対策を推進することとします。

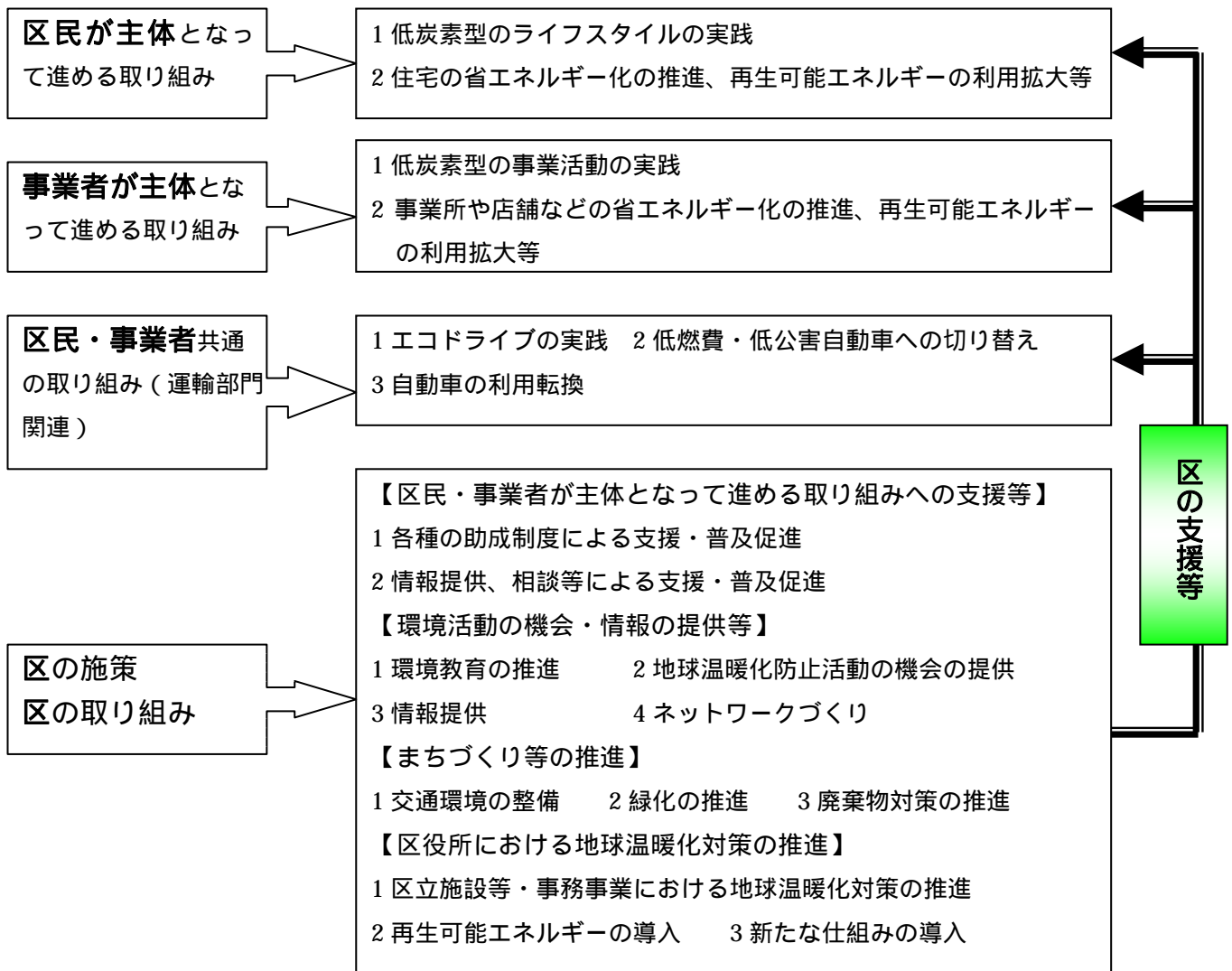
基本理念
練馬から広げよう エコの“ ^わ 環”
基本方針
一人ひとりがエコライフに取り組めます
あらゆる場面でエコに取り組めます
みんなが手をつなぎ、温暖化防止に取り組めます

(3) 目標

基本理念・基本方針を踏まえ、練馬区において低炭素社会づくりを進めていくため、練馬区における温室効果ガス削減目標を掲げます。

短期的目標
平成 24 (2012) 年度までに、平成 12 (2000) 年度比で 8% 削減 平成 12 (2000) 年度より 16 万 3 千 t を削減 区民 1 人 1 日あたり 0.6kg を削減 【京都議定書目標達成計画を踏まえて設定】
中長期的目標
平成 32 (2020) 年度までに、平成 12 (2000) 年度比で 25% 削減 平成 12 (2000) 年度より 50 万 5 千 t を削減 区民 1 人 1 日あたり 1.9kg を削減 【東京都全体の目標を踏まえて設定】

練馬区における地球温暖化対策の体系



計画の推進方策

地域推進計画の進行管理は、計画の企画・立案（PLAN）、取り組みの実施（DO）、実施結果の評価（CHECK）、計画の見直し（ACTION）というPDCAサイクルのプロセスに沿って進めていきます。

また、PDCAサイクルによる計画推進は、練馬区地球温暖化対策地域協議会、練馬区環境審議会、区の関係部課長で構成される練馬区地球温暖化対策推進本部が担います。

練馬区地球温暖化対策地域協議会

区内の地球温暖化対策を推進するため、平成21年10月から区民、事業者、区および関係機関等により、検討を重ね、平成22年5月に練馬区地球温暖化対策地域協議会を設立しました。地域協議会は、日常生活に起因する温室効果ガスの排出抑制のために必要な取り組みについて協議し、区、その他関係機関等と連携してこれを企画・実施していきます。

<練馬区地球温暖化対策地域協議会>

練馬区地球温暖化対策地域協議会の一番の特色は、区民団体、事業者団体等が中心となり発足することです。

地球温暖化対策には、区民、事業者の方の理解と主体的な取り組みが欠かせません。

そこで同協議会は、区民、事業者、区等が一体となって活動する任意団体として設立されました。

協議会の設立会員は、区民団体、事業者団体、教育関係者、学識経験者、行政関係機関など27団体です。なお、事務局は、財団法人練馬区都市整備公社が担います。公社が取り組んできた環境・まちづくり分野での実績や経験を活かすことにより、民間の力を活かした運営を行っていきます。



設立総会のようす

(5) 地球温暖化対策住宅用設備設置補助制度

地球温暖化対策住宅用設備設置補助事業

太陽光発電設備や省エネ型の設備(高効率給湯器など)は、日常生活における温室効果ガスの発生を抑制する効果がありますが、設置には多額の費用がかかります。

そこで、区では平成 18 年度より、これらの設備を設置した方に、その費用の一部を補助し、区内への普及を促進しています。

平成 21 年度の補助実績は以下のとおりです。



平成 21 年度 補助実績

設備種類	補助内容 (1件あたり ・上限)	実績	
		件数(件)	金額(千円)
太陽光発電	8万円	224	17,920
潜熱回収型高効率給湯器 (エコジョーズ・エコフィール)	1.5万円	114	1,710
自然冷媒ヒートポンプ給湯器 (エコキュート)	2.5万円	179	4,475
家庭用ガスエンジン・コージェネレーションシステム (エコウィル)	2.5万円	19	475
家庭用燃料電池 (エネファーム)	10万円	3	300
合計		539	24,880

平成 21 年 11 月 9 日にて受付終了



潜熱回収型高効率給湯器 (エコジョーズ)



自然冷媒ヒートポンプ給湯器 (エコキュート)

(6) 環境教育啓発事業

エコライフチェック

エコライフチェックとは、区民一人ひとりが環境に配慮した暮らし方に取り組む日（エコライフデー）を一年のうち一日決めて、自らエコライフ行動を実践し、普段の日の状態と比較することにより、エコライフ行動の効果（二酸化炭素排出量の削減）を確認する普及啓発事業です。

その特徴は、日常生活において環境配慮したかどうかをごく簡単にチェックするだけなので、小学生から大人まで、だれにでも簡単に参加できるという点です。

また、エコライフ行動の実践をチェックするための「エコライフチェックシート」を区と区民の共同で独自に作成していることも大きな特徴です。



エコライフチェックの様子

平成 21 年度は、29,056 人の取り組みにより約 2.19 t / 日の CO₂ を削減できました。

環境作文コンクール

小・中学生の環境問題への意識・関心を高めることを目的として、昭和49年度から環境作文コンクールを実施しています。

平成 21 年度は「家のまわりのみどり・どうぶつ・虫」「地球を守るはじめての一步」「わたしのエコ・アクション」をテーマとして募集し、982 点（小学生部門 536 点、中学生部門 446 点）の応募がありました。入賞作品は、環境作文集としてまとめ、環境課窓口、図書館などのほか、区ホームページで閲覧できます。

こどもエコクラブ活動の支援

環境省が主催しているこどもエコクラブ事業（幼児から高校生を対象とする環境クラブ活動）の地域事務局として、区内クラブの活動を支援しています。平成 21 年度は 20 クラブ 439 名が登録・活動し、1 年間を通して所定の活動報告をしたメンバーに贈られるアースレンジャー認定証を 53 名に発行しました。

ねりまエコ・アドバイザーの活動の支援

ねりまエコ・アドバイザーの活動内容は、区が行う環境教育啓発事業や環境調査などへの協力、地域で行われる環境保全活動への助言・協力、その他区の環境施策に関することなど、多岐にわたっています。また、所属している環境団体等においても活発に活動しています。

区では、ねりまエコ・アドバイザーの活動を活性化するための支援として、ニューズレター「ねりまエコ・アドバイザー通信」の発行およびフォローアップ研修を実施しています。

平成 21 年 4 月 17 日には、ねりまエコ・アドバイザー相互の協力と環境活動の推進のために、「ねりまエコ・アドバイザー協議会」が設立されました。

平成 22 年 4 月現在、73 名のねりまエコ・アドバイザーが活動しています。



フォローアップ研修

環境月間行事

6 月 5 日の「世界環境デー」に関連し、環境省が定める環境月間（6 月）に、リサイクルセンターを会場として、「ECO の花を咲かせよう！！」をテーマに環境月間行事を実施しました。

区内の環境活動団体やこどもエコクラブ、企業など参加団体は 34 団体でした。



平成 21 年度月間行事

ストップ！地球温暖化 ねりまエコ駅前モデル事業

平成 22 年 3 月、西武池袋線練馬高野台駅北口に同じ形、同じ明るさをもつ 2 種類の街路灯（LED 街路灯と水銀灯）を設置しました。

ここでは、2 種類の街路灯の「現在の消費電力量」「いままでの消費電力量の合計」「いままでの CO₂（二酸化炭素）排出量の合計」を測定し、電光表示板に表示しており、省エネ型照明の性能を実際に見て、その効果を体感することができます。

また、駅周辺には太陽光と風力を利用したハイブリッド型の LED 街路灯なども新たに設置しました。



電光表示板



ハイブリッド型
LED 街路灯



左端：水銀灯街路灯
右端：LED 街路灯

環境・リサイクルフェア

ごみの減量・リサイクル推進および環境保全の普及啓発を目的に、練馬まつりと同日（平成21年10月18日（日））に、南町小学校校庭を会場に実行委員会と区の共催で、「ねりまから広げようエコの“環”」をテーマとして「環境・リサイクルフェア」を実施しました。

当日は、区民の活動団体や資源回収事業者など20団体による展示や実演が行われ、約30,000名が来場しました。

また、パネル展示やスケルトン清掃車等の展示も行いました。



平成21年度 環境・リサイクルフェアで
電気自動車を披露

練馬区民環境行動連絡会の活動支援

平成16年8月に、区の呼びかけに応じて賛同した区民・事業者により組織された「練馬区民環境行動方針検討会議」は、自ら環境問題に対して取り組む行動を考え、実現していくために、「練馬区民環境行動方針」を策定しました。

その後、方針に提案された先行して検討するプロジェクト案の具体化を図るために、検討会議委員の有志を中心にグループが結成され、平成17年4月には、これらのグループ間の連絡・調整等を図るための組織として「練馬区民環境行動連絡会」（以下、「連絡会」）が発足し、活動をしています。

区では連絡会と区民環境行動講演会を共催するとともに、広報紙の編集・発行を支援しています。その他、必要に応じて共同事業の実施、連絡会の活動への協力などを行っています。

平成21年度は、各グループがそれぞれに、または区や他の区民団体と共同で活動を広げるとともに、区民環境行動講演会*（平成21年12月と平成22年3月の2回）を開催しました。また、連絡会広報紙「もっと！青い空」の発行を行いました。

- * 第1回：平成21年12月12日、「エコカレッジ 地の声、生き物の声を聞く自然保護 - 世界自然遺産「屋久島」から見た「練馬」の自然 - 」
<講師= 武蔵大学人文学部教授 丸橋珠樹氏>
- 第2回：平成22年3月20日、「CO₂削減シナリオと上手に使う太陽光発電」
<講師= 国立環境研究所・温暖化対策評価研究室主任研究員 藤野純一氏
NPO法人太陽光発電所ネットワーク事務局長 都筑建氏>

環境活動団体紹介

区民の自主的な環境活動を活発にしていくために、区内で環境活動（環境学習、環境保全活動、美化活動など）を行っているグループを区民に紹介しています。

平成22年3月31日現在、16団体が登録されています。各団体の活動内容等については、各団体の台帳を環境課窓口と春日町リサイクルセンター内環境学習室で閲覧できます。区のホームページ内の「ねりまのかんきょう」にも掲載しています。